

### 亀井委員

それでは、県有地の有効活用について質疑をさせていただきたいと思います。

行政システム改革によって生じた庁舎や職員公舎等の跡地で、県自ら利用しない土地については、総務部にて売却などの有効活用を図っていることは承知しておりますが、こうした跡地の有効活用を進めるに当たりましては、様々な要因から長い時間がかかるものもあると聞いております。そこで、県有財産の有効活用という観点から、それに向けた課題などについて何点か質疑をさせていただきます。

はじめに、県有施設の利用が終了した場合の跡地の有効活用方策について、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

### 財産管理課長

跡地の有効活用方策についての基本的な考え方でございます。

これまで行政目的で使用されていた施設が、再編等によって行政財産としての用途を廃止され、私ども総務部に普通財産として引き継がれた場合には、県の各部局、これは教育局や警察も含んでおりますが、その跡地の利用計画の有無について、まず照会をさせていただきます。このように、まず、県事業へ優先的活用を図ることを基本としているところでございます。

次に、県として、将来的にも利用計画がないということになりましたら、地元の市町村の意向などに応じて、公的な活用を図っていくこととしています。

さらに、こうした県あるいは市町村という公的な活用が見込まれない場合には、民間での活用を図っていくということになります。

### 亀井委員

まず県自らの利用、そして、市町村、民間での活用へと移っていくということですが、その場合に、次の利活用に移行するまでに時間がかかることがあると思います。そうした時間がかかる要因というのはどういうところなのでしょう。

### 財産管理課長

県有地の利用が終了いたしまして、次の利活用に移行するまでの概略の手順でございますが、通常、建物があればそのまま私どもの方に引き継がれてまいりますので、まずは建物の除却、それから、土地の測量、それに伴って登記の修正、不動産鑑定評価といった手続がございます。

こうした時間がかかる要因でございますが、まず、建物の除却に際しては、当然周辺への騒音であるとか、振動がございますので、そういった対策について慎重に作業を進めていく必要があるということが1点ございます。

それから次に、県有地に隣接した所有者がかなり多数いたり、また、地権者同士の考え方の違いなどにより、境界の確定に時間がかかって、結果、土地の測量になかなか入れないといったような場合も多々ございます。

さらには、これは最近の課題でございますが、試験研究機関などで利用していた場合には、有害物資を使用している可能性のある施設もございますので、施設の閉鎖後には

土壌汚染調査が必要な場合がございます。こうしたケースで、調査の結果、汚染が判明した場合には、周辺の住民の方々の不安を解消するためにも、時間をかけてそうした対策に取り組んでいく必要があります。

それから、もう一つ大きな理由としては、施設の規模が大きい跡地につきましては、周辺地域のまちづくりに影響を与えるといった場合がございますので、地元の市町村の御意見を参考にしながら、慎重に跡地の利活用も検討していく必要があるということで、時間を要しているものがございます。

#### **亀井委員**

慎重に利活用が進められているということは分かりましたが、例えば、10年以上保有しているような、もう塩漬けのようになっているような土地もあると思います。県民からもそうした声もいただいているのですが、そのような土地の利活用が進まないのは、どういうふうな理由があつてのことでしょうか。

#### **財産管理課長**

長期間にわたり利活用が進まないという理由は幾つかございまして、まず物理的な要因になってくるかと思いますが、敷地の多くが急な斜面地になっているなど、利用自体が非常に困難な土地もがございます。それから、土地の形状が細長くなっていたり、中には結果的に道路に接しなくなった土地であるとか、面積が極めて小さいといったような場合には、言ってみれば商品としての価値が少ないわけで、利活用が難しいといったケースがございます。

こういう場合には、ケースによっては隣接の地権者の土地が狭いとか、たまたま利用の意向がある場合には優先的に売却するということが可能でございますが、そういう偶然がない場合には、なかなか利活用が進まないということがございます。

それから、敷地の中にかつての田畑のあぜ道であるとか、土手、水路など、国有地が複雑に入り込んでいたりする土地もございまして、こういった場合には、権利関係の整理を辛抱強く行っていく必要があります。あるいは市街化調整区域ということになりますと、建物の建築制限、規制がございますので、売却が進まない要因になってまいります。

主なものは以上でございます。

#### **亀井委員**

ちなみに、三浦半島地域は急傾斜地が多いんですが、利活用が困難な県有地というのはどのぐらいあるのでしょうか。また、他の地域と比べてどのような状況になっているのかも教えていただけますか。

#### **財産管理課長**

三浦半島地域、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の4市1町における利活用が困難な土地、これは私ども総務部が管理している土地でございますが、本年の3月31日現在で5件、面積は約1万3,000平方メートルで、台帳価格については、約6億4,000万円でございます。

他の地域との比較で言えば、傾向としては比較的多い地域と言えらると思います。

#### **亀井委員**

話を変えますが、本年3月に国土交通省が発表した平成19年地価公示では、神奈川県は前年の調査と比較した場合に、用途別平均変動率が、住宅地、商業地、準工業地で平成3年以来16年ぶりに上昇したというふうに書かれておりましたが、県全体の調査結果について、その概要を簡潔に説明していただければと思います。

#### **土地水資源対策課長**

平成19年地価公示の概要でございますが、調査は平成19年1月1日を基準日として、住宅地、商業地など、県内の2,148地点を調査しております。その結果、前年の調査と比べた用途別平均変動率でございますが、この用途別というのは6地域に分けてございまして、宅地見込地、工業地、市街化調整区域内の宅地につきましては、依然として下落を続けておりますが、委員御指摘のとおり、住宅地、商業地、準工業地は、平成3年以来16年ぶりに上昇に転じております。

これをもう少し各用途別に見ますと、住宅地は、昨年のマイナス1.9%からプラス1.7%に、商業地はマイナス1.9%からプラス4.1%に、準工業地域はマイナス2.5%からマイナス0.9%にそれぞれ上昇に転じております。そのほかの3地域については、先ほど申し上げましたように、引き続き下落しておりますが、下落幅については縮小の傾向がございました。

また、昨年の調査と継続して調査が行われている個別の調査地点について見ますと、住宅地では1,565地点ございまして、そのうち上昇しているのが922地点、横ばいが101地点となっております。昨年は上昇しているのが146地点、横ばいが67地点ということでございますので、大幅に増加し、地域的にも広がりをもってきております。

商業地域につきましても、同様に調査地点376地点のうち上昇が261地点、横ばいが22地点となりまして、上昇が37地点、横ばい27地点という昨年の状況に比べまして、上昇地点が大幅に増加しているということでございます。

こうした上昇傾向の見られる調査地点は、主に都心への利便性、あるいは収益性の高い横浜市、川崎市の地点が多く、一方、県域の外周部や郡部の地域では相対的に利便性が劣っているというふうなこともございまして、住宅地、商業地ともに下落が続いているというような状況でございます。

#### **亀井委員**

一部の地域では上昇しているところも増えているというふうに、今伺いしましたが、三浦半島地域はどうでしょうか。また、その原因はどこにあると思われませんか。

#### **土地水資源対策課長**

三浦半島地域の状況でございますが、平成19年1月1日現在のこの調査の用途別平均変動率では、住宅地が昨年のマイナス2.8%からマイナス1.0%に、商業地がマイナス3.4%からマイナス1.2%に、引き続き下落しておりますが、下落率は縮小してきているというふうに考えられます。

また、市町別にこの全体の変動率を見ますと、横須賀市がマイナス2.7%からマイナス1.2%に、鎌倉市がマイナス3.1%からマイナス0.6%に、逗子市がマイナス3.6%からマイナス1.0%に、三浦市がマイナス3.4%からマイナス2.4%に、葉山町がマイナス2.2%からマイナス0.8%に、それぞれ下落率を縮小しております。全体的に三浦半島地

域の地価は引き続き下落しているということでございますが、下落率は縮小に向かっているという状況です。

それで、この原因でございますが、まず、これは全般的に言えることですが、住宅地の場合は、環境の良い場所については、比較的下落率が縮小しております。横浜市等では地価は上がっていますが、横須賀市では上がるどころまではいかないものの、下落率は縮小しております。商業地等につきましては、やや不便な場所は、なかなか上がらないということではないかと思えます。

#### **亀井委員**

私は横須賀出身ですから、三浦半島地域は一番気になるところですが、こうした下落が止まらない、まだ進んでいる状態のところについては、利活用に関してもっともっと時間を短縮しなければいけないと思えます。県としてはどのように時間短縮を考えていらっしゃるでしょうか。

#### **財産管理課長**

跡地の利活用までにかかる時間を短縮すべきではないかということでございますが、県有施設の跡地につきましては、県自らの利用計画がない場合には、早期に処分いたしまして、売却収入を上げて、県財政にも寄与するということが非常に重要なことと考えております。また、ただいま御指摘のとおり、地価の下落が止まっていないという現状では、できるだけ早く処分をした方が収入も増えるということになります。

なお、先ほどお話しさせていただきましたように、比較的規模の大きな跡地については、地域のまちづくりや活性化に与える影響が大変大きいと思われますので、こういったところにつきましては、地元の市町村の御意見を参考にしながら、少し慎重に検討を進めていかなければいけないというような場合があることも事実でございます。跡地の利活用を円滑に進めなければならないということはもちろんでございますが、今申し上げましたような課題にも配慮して、適切に対処をしてまいりたいというふうに考えております。

#### **亀井委員**

最後に、今日の日経新聞の1面にも載っていましたが、国が国有地を売却するときに、例えば転売目的で買うとか、もしくは買ったその土地の周辺の人たちにとって好ましくないような施設を建てるために購入するという買主もいるので、そうしたことに対しての方策をとらなければいけないということで、新方式を導入するといった記事がありました。これについて、県としてはどのように検討されますか。

#### **財産管理課長**

今のお話は、規模が大きな跡地の利活用について該当すると考えておりまして、そういった大きな土地になりますと、地域のまちづくりに大きな影響を与え、地元の方々の関心も非常に高いということで、様々な御要望とか、御意見が出されているケースもございます。長期間調整を要するという結果にもつながってくるわけですが、こうした大規模な県有地について、単純に一般競争入札によって売却をする場合には、売却する際に条件を付けるということが非常に限られ、こういった地元の御要望を十分反映できず、結果的に円滑な売却が困難になるというようなこともございます。こういったことから、

今、委員のお話にありました新たな方式、これは非常に有効な手法と考えております。今すぐに導入、検討というのはなかなか難しいですが、導入の可否も含めて少し研究をしていく必要があるという認識でございます。

#### **亀井委員**

県有地というのは県民にとっての本当に重要な財産でございますので、利活用に関してはスピーディにやっていただきたいというのが要望として一つあります。もう一つは、今申し上げましたように、買主に関しても、周りの住民たちに喜ばれるような買主とまでは言いませんが、周りの住民が本当に困るような買い方をするような買主に対しての検討をしていただかなければいけないというのが二つ目です。さらにもう一つは、県有地を県が利用するのか、市町村か、民間かと移っていきますが、その移っていく過程をしっかりと大切にさせていただいて、トラブルなどがないように、その辺もしっかりと手を打っていただきたいというふうに要望させていただきます。

続きまして、総合計画について少しお尋ねさせていただきたいと思っております。

神奈川力構想・基本構想（案）においては、計画期間をおおむね20年間とし、あるべき神奈川の将来像や政策の基本方向が示されています。世の中の流れが一層スピードを増す中で、20年間のスパンでの長期計画を県民に示しながら、県が様々な施策に取り組んでいくという必要は言うまでもありませんが、計画期間を改めて見渡した場合に、20年先の社会において県の中心を担っているのは、間違いなく、現在、義務教育課程にある子供たちであると思っております。それを前提に何点か質疑をさせていただきます。

県民からも再三の意見募集を実施したことは伺っておりますが、より若い方々の意見として、例えば未成年者からの意見というのは、どのくらいの件数あったのでしょうか。また、その割合もお聞きしたいと思っております。

#### **政策課長**

県民参加につきましては、具体的に年齢の記載をしていただくような形はとってございませんので、未成年の方からどのくらい意見をいただいたのかというのは、把握はできてございません。

#### **亀井委員**

若い方々の意見を総合計画に反映させるために、例えば大学生とか、高校生の意見をしっかりと取り込む方法として、県としては今どのように考えていらっしゃいますか。

#### **政策課長**

今回の計画策定に当たって、若い方々の意見をいただくという場面といたしましては、総合計画審議会の専門部会が「中長期的課題と将来ビジョン」を検討する過程で、高校生を中心とした10代の方々を対象とした意見交換会を開催いたしまして、テーマとして、不登校やニート、こうしたものを中心に議論をいただきました。これについては提案という形でまとめて、専門部会の方に御報告させていただいております。

また、昨年実施いたしましたかながわハイスクール議会2006でも、県の総合計画をお配りいたしまして、政策分野ごとにテーマなどを設定して議論をいただきましたので、そうした議論についても専門部会に御報告して、計画に反映するように努めたところでございます。

## 亀井委員

今後、計画の見直しをするに当たって、若い方々に携わってもらうという考え方というのはございますか。

## 政策課長

ただいま申し上げましたように、今回の計画の策定の中で、高校生を中心とした意見交換会などを実施して、かなり活発に議論をいただきましたので、今後改定するような場面では、そうした意見交換会なども実施したいと考えております。

## 亀井委員

先ほどから言っておりますが、20年後の社会を担うのは今の義務教育を受けている方々です。義務教育を受けている方々にもこの基本構想を理解していただくために、何か工夫されているところというのはあるのでしょうか。例えば、小中学生に分かりやすい漫画でお伝えするとか、それを社会科の副読本として配布するとか、もしくはDVDに焼いて何らかの形で配布して、この基本構想を本当に体現していく人たちのために、分かりやすくそれを周知、啓発するというふうな手段を何か考えていらっしゃいますか。

## 政策課長

委員からお話がありましたような形で、現在、私どもの課で、小学校3、4年生向けの社会科の参考図書といたしまして、「わたしたちの神奈川県」というのを作成しております。これは毎年度作成いたしまして、県内のすべての小学3年生に配布をさせていただいております。この中では、私たちの住んでいる神奈川県はどんなところかということ、いろいろ分かりやすく説明しておりますので、その中で、今回の基本構想なども分かりやすく紹介していきたいというふうに考えております。

## 亀井委員

小学3年生だけではなく、幅広い年齢層についても周知徹底していただくような取組を期待したいと思っておりますが、その点についていかがですか。

## 政策課長

今回の計画につきましては、最終的に計画が決定した段階で、啓発・広報用の冊子というのをつくっていく予定でございますが、できるだけ写真とかイラストを使って、分かりやすいものにしていきたいというふうに思っております。

また、内容的には小学校3、4年、さらに、高学年、中学生ぐらいも対象にしていく必要があるかと思っておりますので、どのような形で啓発の手段があり得るのか、今後検討してまいりたいと思っております。

## 亀井委員

その辺のところに取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、三浦半島地域圏について何点かお尋ねしたいと思っております。

三浦半島の中でも横須賀市は、先ほども申し上げましたように、急傾斜地が多く存在していますが、そのことがこの総合計画では考慮されているのかどうか、ページも余り割いていらっしゃらないようですが、その点についてはいかがでしょうか。

## 政策課長

三浦半島地域圏については、実施計画の地域編で、そうした急傾斜地を含んだ災害対

策も含めて、県が取り組む施策事業について整理したところでございます。

#### **亀井委員**

横須賀市では特に急傾斜地が多くて、市民相談などでもそういうことが結構出てきますので、そのところはもっと手厚く、これからお願いしたいという要望を申し上げておきます。

次に、羽田空港の再拡張・国際化について、特に三浦半島地域にとってどんなメリットがあるのか、お尋ねしたいと思います。

#### **京浜臨海部活性推進課長**

羽田空港の再拡張・国際化、これは都市再生のプロジェクトとして進められてきたという経緯がございます。国際都市にふさわしい国際交流や、物流機能を確保することによって大都市の競争力を増し、県内を活性化させることを目的としておりますので、それによるメリットというのは、三浦半島地域についても、製造業をはじめとする生産能力の高度化ですとか、国際競争力、こういったところにどう結び付くかにかかっています。

私どもは、空港の影響について、物流事業者や製造業の方々にいろいろヒアリングしてまいりました。例えば自動車メーカーでは、組立てや部品製造などいろいろな分野について、アジアで水平的に分業を展開しているところなんです。その際ポイントとなるのが、輸送など様々な工程をつなぐコスト、サービス・リンク・コストと呼ぶのですが、このコストが非常に高いと製造工程がまるごと海外に出ていくということが起こってしまうそうです。羽田空港が国際化されれば、そのサービス・リンク・コストというのは非常に下がって、その結果、神奈川など首都圏に戦略的な工程、高付加価値型の工場を誘致することができるというお話を伺っております。三浦半島地域には、日産自動車(株)等の大規模な工場がたくさんございます。敷地面積9,000平方メートル以上の工場も39ございますので、製造工場の高度化というところにも非常に大きな影響があるのではないかと考えております。

#### **亀井委員**

次に、県全体では当面人口が増加するというふうな話になっておりますが、三浦半島地域圏においては、人口の動向はどのように推移しているのか、今後どのように考えられているのかということと、特に横須賀市の人口について、どの程度が適切と考えられているかも併せてお聞きしたいと思います。

#### **政策課長**

基本構想の策定の際に人口推計を行いました。これは県内を五つの地域圏に分けて、行ってございますが、三浦半島地域圏については、1990年をピークに減少傾向という実績になってございまして、今後も減少するものというふうに予測してございます。

世代別で見ますと、三浦半島地域の総人口に占める老年人口の割合、高齢化率でございまして、2005年の実績では22.4%でございまして、2025年の見込みでは32.4%ということになっています。高齢化率としては、県内でも高い地域ということですが、2005年から2025年の高齢化率の伸びという意味では、県内では最も低いという状況でございまして。

それから、横須賀市の人口につきましては、今回の人口推計において、ある程度のまとまりのある地域ということで推計してございまして、個々の市町村の推計というものは出しておりません。ただ、今回、基本構想の検討の過程で人口に関する市町村との研究会を開いて、人口減少に向けて政策展開を図っている市町村にお話をいただきました。横須賀市の方からもお話を伺いましたが、今後の見込みとしては、人口総数の減はゆるやかに推移していきたくらうということでございます。

#### **亀井委員**

少子高齢化に関しては、横須賀市はこれから2025年に向かって深刻な問題をはらんでいるということだと思いますが、それに対して県はどういうふうな方向性をお持ちでしょうか。

#### **政策課長**

人口減少への対応につきましては、基本的にそれぞれの地域の課題に即して市町村の取組を支援しつつ、あるいは県としての交流人口とか、定住人口の基盤となる交通網の整備、産業活性化などに取り組むというのが基本的な考え方でございます。

今回、それぞれの地域圏につきましても、基本構想に沿うような考え方を盛り込んで、政策の基本方向を整理いたしました。三浦半島地域圏についてもいろいろ御意見をいただきましたが、特に政策の基本方向として、人口が定住するというふうな基本的な政策を、是非この中に記載してほしいという御意見もございましたので、今回の基本構想の中では企業誘致とか、新たな産業の集積、そうしたものを埋め込んだところでございます。

#### **亀井委員**

最後に、先ほどの羽田空港の国際化にも絡んでくると思いますが、基本構想の中の新たな産業集積の促進として、横須賀リサーチパーク（Y R P）だけで足りるのかと思ってしまうような書き方になっております。企業誘致を促進するといったことを想定した場合に、三浦半島地域圏からどんどん企業が出ていってしまうのではなく、企業を迎え入れるというふうな視点で考えた場合に、県としてはどのように考えて、これから行動されるつもりでしょうか。

#### **政策課長**

基本構想につきましては、ただいまお答えいたしましたように、特に地域ごとの課題に対して、県が取り組む政策の基本方向という意味で、それぞれの地域ごとに整理してございます。三浦半島地域圏については、企業誘致、あるいは新たな産業集積という意味でY R Pなどを象徴的な企業誘致の適地として考えておりますので、それを引用して基本構想にまとめたところでございます。

具体の企業誘致、産業集積につきましては、実施計画におきまして、インベスト神奈川の第2ステージということで、これは商工労働部が主体で取り組むこととなりますが、全体的な取組の中での市町村の企業誘致策と連携していくという考え方が今回示されております。

横須賀市におきましても、Y R Pほか5地域ほど候補地を挙げて、全市挙げて取り組んでいるということでございますので、県としても、これから市の企業誘致と連携しな



から取組を進めるということになるかと思っております。

#### **亀井委員**

三浦半島地域は人口も減りつつ、優良な企業がどんどん出ていってしまっているということもございまして、後ほどお聞きする基地問題にも絡んでくるという部分もあります。三浦半島地域の活性化に向けて、人口もどのくらいが適切なのかということも含めて、県として企業誘致に積極的にリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

最後に、基地問題について少々お尋ねさせていただきたいと思います。

私の地元の横須賀基地は、2008年に原子力空母が配備されるということもありまして、地元において国防に関する負担を伴う中で、国による一層の財政的措置が不可欠であると私は考えております。

国による財政的措置としては、基地交付金や調整交付金がありますが、さらに、先月23日には、いわゆる米軍再編特措法が成立し、負担を受け入れた市町村へ交付金が支給されることになっております。私は、現行法ではまだまだ不十分であるというふうに思っておりますので、国による財政的措置に関し、数点お尋ねしたいと思います。

まず、確認の意味で、現在の基地交付金及び調整交付金の制度の概要についてお尋ねします。

#### **市町村課長**

最初に、基地交付金でございますが、この交付金につきましては、国有財産のうち、米軍に使用させている施設、または自衛隊が使用する飛行場等が所在する市町村に対して交付されているものでございます。こういった施設が存在することによりまして、円滑なまちづくりの支障になる、あるいは施設が所在するために生ずる特別な財政需要に対処するということから固定資産税の代替的性格を基本としながら、基地による市町村財政の影響を考慮して、使途制限のない一般財源として交付されているものでございます。

なお、市町村への交付金額につきましては、予算総額の7割の部分は対象資産となる国有財産の価格により案分し、残りの3割に相当する額を対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分するというふうにされております。

次に、調整交付金でございますが、これは米軍が建設した施設が所在する市町村に交付されるものでございます。米軍が建設した施設は、国有財産ではなく、さらに、米軍については、特例法で固定資産税、市町村民税等が非課税とされております。こうしたことから、財政上の影響を勘案いたしまして、財政補給金的なものとして交付されているところでございます。市町村への交付金額は、その予算総額の3分の2に相当する額を米軍資産の価格によって案分し、残りの3分の1に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける財政上の影響等を考慮して、所在市町村に配分するとされております。

#### **亀井委員**

固定資産としての港湾施設だけではなくて、米軍や自衛隊の艦船が入出港することによる港湾や水域の利用が制限される影響も、この交付金の中には考慮されているのでしょうか。

## 市町村課長

米軍使用の港湾施設につきましては、米軍に提供されている国有財産が土地、建物、工作物であればその価格に基づいて、あるいは米軍が建設した施設であれば、その価格に基づいてそれぞれの基地交付金、または調整交付金の算定基礎に算入されるという形になります。

それから、自衛隊につきましては、基地交付金の対象施設が、飛行場、練習場、弾薬庫、燃料庫、通信施設に限られておりますので、港湾施設は対象となっております。

また、海面の使用につきましては、対象資産とはされておられません。

## 亀井委員

米軍等の港湾施設があることによる利用制限が課されている影響について、ほかに何らかの財政的措置というのはされているのでしょうか。

## 基地対策課長

横須賀市をはじめとする基地所在地に対する財政的な支援措置でございますが、ただいま御説明させていただきました基地交付金や調整交付金のほかに、防衛施設周辺における対策事業として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律を根拠に財政措置がなされております。この法律によりまして、米軍の港湾施設の利用等により、地元自治体が利用制限や産業振興の制約を受けていることに対して、特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付されているところでございます。

この交付金が対象としている防衛施設といたしましては、県内基地の例で申し上げますと、一つは、ジェット機が離発着する飛行場として厚木基地の所在する大和、綾瀬の両市が該当しております。それから、所在する市町村面積に占める基地面積の割合が高い市町村といたしまして、池子住宅が所在する逗子市が該当しています。それに、港湾施設のある基地の所在する市町村が対象とされておまして、御質問の利用制限等を勘案する特定防衛施設として横須賀基地が該当し、横須賀市がこの交付金の交付対象となっております。

横須賀市の具体的な交付額でございますが、平成18年度実績で申しますと、国から横須賀市に対して約3億3,800万円が交付されておまして、公共用施設の整備に充てられているところでございます。

なお、このほかに横須賀基地水域における漁業の損失補償等といたしまして、平成18年度実績で、年間約2,700万円が漁業関係者に交付されていると聞いております。

## 亀井委員

一定の措置がなされていることは理解しましたが、こうした措置に加えて、先ほども申し上げましたように、米軍再編特措法が成立して、それに伴う新たな交付金がまた確立しつつあります。この新しい交付金の目的、対象等、その概略をお聞きしたいと思います。

## 基地対策課長

先月末でございますが、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法、いわゆる米軍再編特措法が公布されました。この法律により規定されている再編交付金の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、この目的につきましては、第1条で、「駐留軍等の再編の円滑な実施に資すること」と記載されております。また、横須賀基地における原子力空母の交代につきましても、駐留軍等の再編に含むとの根拠条項が第2条に置かれているところでございます。

再編交付金の概要といたしましては、米軍再編等により負担が増加すると認められる防衛施設、負担が増加する市町村を、防衛大臣がまず指定をいたしまして、負担に応じた額を段階的に進ちょく状況に応じて交付するものでございます。

また、米軍再編特措法は、一定の要件により延長措置があるものの、原則として平成29年3月末までの10年間の時限立法とされております。この間、最終的な交付額総額につきましては、交付期間の長短にかかわらず、負担に応じた額となるような配慮がされているとのことでございます。

なお、現段階では政省令がまだ出ておりませんので、具体の交付額などの詳細については明らかにされていないところでございます。

### 亀井委員

再編交付金に関しては、今、御説明いただきましたように、時限立法ということで、10年もしくは長くても15年、それも限度額が決まっております、10年で厚くもらうか、15年で薄くもらうかというだけの差です。15年たったら終わってしまうということです。

それに反して、地元住民は受け入れたらもう半永久的に影響を受けるというアンバランスがそこには生じています。そうしたアンバランスが生じつつあることに関しては、県としてはどのように考えていらっしゃいますか。また、どういう方策を今後立てていくおつもりでしょうか。

### 基地対策課長

本県では、これまでも様々な機会をとらえまして、過大な基地機関を踏まえた国の財政的措置を要望してまいったところでございます。具体的には基地交付金及び調整交付金につきましては、県と基地関係9市で構成している神奈川県基地関係県市連絡協議会の定例要望等の機会を通じまして、固定資産税額に相当する額がきちんと確保できるように、また、米軍に対しては、先ほど御説明にありましたように、固定資産税、軽自動車税等の地方税の非課税措置や特例措置がございまして、これらの損失を全額補てんするよう予算をきちんと措置していただきたいと、こういった要望もしているところでございます。そして、防衛施設周辺における周辺対策事業につきましては、基地周辺自治体の実情に応じて交付対象を拡充するなど、地元が使いやすいメニューの設定等を要望しているところでございます。

また、再編交付金につきましては、本年5月の国への提案・要望の際に、基地機関に見合った適切な交付を行うことなどを要望しておりますが、国に対して財政措置としての新たな地域振興策の検討をお願いしているところでもございます。

今回の再編にかかわらず、従来から負担を負い続けている自治体もございまして、先ほどのお話のような法の時限とはかかわりなく、再編後も負担を負い続ける自治体もございまして。こうした基地周辺自治体の負担につきましては、国の立場からも、まずは広く国民の理解を促進していただき、そして、基地負担の実情に応じた負担軽減策等を充実・強化するよう国に要望したところでございます。基地周辺自治体とともに、今後とも引

き続き連携し、国による財政措置支援の充実・強化を求めてまいりたいと考えているところでございます。

#### **亀井委員**

最後に、もう一度お尋ねしますが、先ほど申し上げましたように、固定資産に関しては交付金の対象になるということですが、水域については交付金の対象になるのでしょうか。もう一度御答弁いただけますか。

#### **市町村課長**

先ほどお答えいたしました基地交付金につきましては、その対象となるのが国有財産のうち米軍に使用させている施設、あるいは自衛隊が使用している飛行場等という形になってございます。国有財産のうち米軍に使用させている施設というのは、土地、建物、工作物ということになってございますので、海水面というのは資産の対象には入っておらず、基地交付金の中でその分を算定するという仕組みにはなっていないということです。

#### **亀井委員**

では、どういうふうな対策を立てるおつもりでしょうか。

#### **基地対策課長**

先ほど、特定防衛施設交付金の中に、総額で約3億3,800万円の交付がなされていると御説明をさせていただきました。詳細な計算の基礎については、国から明らかにされておりませんが、その内訳の中に、港湾全体に占める基地の港湾の面積割合ですとか、あるいは艦船の入港状況、こういったものをいろいろ指数化して、考慮に入れた交付金が交付されているということでございます。

#### **亀井委員**

船が入ってくるような、そういうある区画としての水域ということはもちろんそうですが、例えば汚染された水はどんどん広がって行ってしまって、どういうところに影響を与えるかというのは不透明な部分があります。ですから、3億円以上のお金をいただいているというのは、もちろんそういったことを考慮していると思いますが、これは私としては少ないと思うんです。ですので、時限立法ではありますが、これから再編交付金について細かく政令等で決まっていくということですので、横須賀市としっかり連携をとって、国に更なる財政措置を要望することをお願いしたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

#### **基地対策課長**

米軍再編特措法につきまして、横須賀市がこれに該当するというお答えをさせていただきましたが、国としても原子力空母への交代により、当然のことながら負担が増加するため、法の対象にしたという説明がされておりますが、今現在、政省令が出されておられませんので、具体的な額や条件が明らかになっておりません。そういったものをきちんととらえて、今後とも横須賀市ともよく連携しながら負担に見合った財政的支援を求めていきたいと考えております。

#### **亀井委員**

やはり横須賀は基地のまちですから、大きな企業は先ほども申し上げましたように、

どんどん出ていってしまいます。企業としても、もし何かあった場合には責任をとらなければいけないというふうなことも考えて撤退するのかなと思います。一般の艦船ではなくて原子力空母が来ると、放射能が漏れた場合、水はどんどん流れて、どこにどういふ被害を及ぼすかも分からないという部分がございますので、横須賀市としっかりと連携をとって、国に対して、最大限の財政的措置のお願いをしていていただきたいと要望いたしまして、私の質疑を終わりたいと思います。

## 亀井委員

公明党県議団を代表して、本委員会に付託されました日程第1から日程第3の諸議案に対し、賛成の立場から、以下数点意見を述べさせていただきます。

まず、総務部関係についてであります。

県有地の有効活用についてであります。

行政システム改革によって生じた庁舎や職員公舎等の跡地については、県自らが利用しない土地は売却するなどの有効活用を図っていることは承知しておりますが、一層の有効活用を図るという観点からは、事務の効率化に努め、時間を短縮することも重要であると考えます。そこで、当局におかれましては、慎重に対応しなければならない要因は多くあると思いますが、県民にとって貴重な財産でありますので、有効活用のための円滑な処理について、より一層取り組まれるよう要望いたします。

次に、企画部関係であります。

最初に、総合計画についてであります。

総合計画は、県政運営の総合的、基本的指針でありますので、県民に分かりやすく判断しやすいよう作成し、公表するよう要望いたします。特に、基本構想の計画期間である20年後の神奈川を担う小中学生への啓発は大変重要でありますので、作成に当たっては、子供たちにも分かりやすいよう工夫をして策定するよう要望いたします。

また、基本構想及び実施計画の見直しに当たっては、市町村の総合計画の変更にも柔軟に対応できる仕組みにすることが必要であります。今回、新たに策定する地域づくり推進プランを毎年度見直す中で、市町村としっかりと連携して、実態に合った計画が実施されるよう要望いたします。

次に、基地問題についてであります。

今回の総合計画に基地対策の推進が位置付けられているところですが、私の地元である横須賀市でも、2008年には空母が原子力空母に交代するなど、国の防衛に伴う大きな負担を地元が担う中で、国による一層の財政措置が不可欠であると考えております。基地交付金や調整交付金に加え、いわゆる米軍再編特措法が成立し、負担を受け入れた市町村へ交付金が支給されるとのことではありますが、国の財政措置はまだ不十分であります。基地はまちづくりに影響を与えるだけでなく、基地に起因する事件、事故、環境問題などが発生し、市民生活に様々な影響や不安を与えており、基地負担を軽減するためには、国によるより一層の財政的措置が不可欠であります。引き続き、基地関係市と連携し、国による財政的措置の充実強化を目指すため、県としても積極的に取り組

むことを要望いたします。

以上、意見及び要望を申し上げ、本委員会に付託されました諸議案に賛成するもの  
あります。